

予算の併用の禁止について

特別重点化資金は、申請された実施計画の審査を経て、採択事業およびその予算額が決定されます。そのため、採択事業は支出に関して一部を他の予算から支出することはできませんのでご注意ください（不足分を他の予算からの支出で補うことはできません）。採択された際に通知のあった予算内で事業を行ってください。ただし、2024度より、学生の国際会議等での発表支援において予算不足となる場合に限り、学科研教、院研教の奨学費として不足分の合算を可能といたします。ご不明な場合は必ず予算担当課にお問い合わせください。